

医療法人 豊岡会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることにより、その能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成24年1月1日～平成28年12月31日までの5年間

2 計画内容

目標とその達成のための対策

目標1 改正育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働の免除、時間外労働・深夜業の制限、さらには子の看護休暇や雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

育児休業・介護休業等各種関連制度及び当法人の関連規定を全職員に周知することにより、職員間の相互理解を深め、取得の向上を図る。また、法改正があった際には、速やかに就業規則の見直しを行うとともに、改正箇所を全職員に周知する。

目標2 事業所内保育施設の充実と利用の促進

<対策>

託児所の具体的なニーズの調査を行い、調査に基づき利用時間等、運営内容の見直しを図る。

目標3 職員が子供との交流の時間を充実するため、当法人の行事に職員の家族も積極的に勧誘する。

<対策>

職員や職員の家族が参加しやすい行事内容を再検討し計画を立て、積極的な勧誘を行う。

目標4 業務の見直しによる所定外労働時間の削減の取り組みの実施

<対策>

所属等において定時退勤日を設定し、職員に周知徹底する。法人内における委員会、会議、勉強会等の所定勤務時間内の開催の周知を図る。

目標5 年次有給休暇の取得促進のための取り組みを実施する

<対策>

年次有給休暇の計画的使用と取得促進のための通知を発出し、周知を図る。